

業務上の事務ミス（職員給与の支給誤り）について

このたび、総務課の所管業務である職員給与の支給事務において、支給額に誤りがあったことが判明しましたので、報告させていただきます。

事案としましては、育児休業等から復職した正規職員の給料月額について、本来支給すべき額より少ない金額を支給していたものです。

今年度の定期昇給の事務作業時のチェックで見つかったため、過去に遡り育児休業や病気休職を取得した職員の給料月額を調査したところ、平成30年度から現在までの間、28人に過少支給していることが判明しました。

原因は、担当職員の知識不足により、休業から復職した際に、給料表上の号給を誤った号給に割り当ててしまったこと、及び、復職職員の昇格時に昇給を漏らしていたことです。

現在、過少支給を受けている職員一人ひとりの影響額を調査中ですが、ボーナスや時間外手当などにも影響し、すべて手作業での再計算となるため、即時の対応が難しい状況です。

全体の影響額が分かり次第、市議会・報道機関に報告させていただくとともに、予算措置をお願いし、本来支給すべき額を該当職員に支給する予定です。

今後の給与支給事務にあたっては、ダブルチェックを徹底し、職員の事務能力向上のための研修を実施するなど再発の防止に努めてまいります。

記

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 影響額 | 全体で300万円程度の見込み |
| 2 過少支給職員 | 28名 |
| 最も影響が大きい職員の追加支給額 | 43万円（見込） |
| 最も影響が少ない職員の追加支給額 | 5千円（見込） |
| 平均追加支給額 | 10万7千円（見込） |
| 3 追加支給の時期 | 7月頃（予定） |